

# 児童手当 **現況届** の提出をお忘れなく!

現況届は6月1日における受給者の状況を確認し、児童手当を引き続き受給することができるかどうかを確認するものです。現在、児童手当を受給している方が平成24年6月以降も引き続き手当を受給するためには、現況届を提出していただく必要があります。

対象の方へは現況届を発送しておりますので、**6月29日(金)**までに役場福祉課へご提出ください。なお、この届けの提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。



## 児童手当制度について

平成24年3月でこれまでの子ども手当制度が終了し、4月から児童手当制度が始まりました。

## 支給対象は?

0歳から中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童が対象です

## 支給月は?

6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給します

※子ども手当の受給資格者については、6月に限り児童手当とは別に平成23年度分(平成24年2月分と3月分)の子ども手当が支給されます。

## 支給開始月は?

原則として申請があった月の翌月から支給します。

※平成24年3月31日現在、子ども手当の認定を受けている方は現況届のみ提出してください。

## ◆提出・問い合わせ先

福祉課 福祉担当 ☎⑥6573 有線⑤7772

## 手当の額は?

### 【所得制限 限度額未満の方】

3歳未満	月額	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1・2子)	月額	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	月額	15,000円
(※施設入所等児童については、一律月額)		10,000円
中学生	月額	10,000円

### 【所得制限 限度額以上の方】

特例給付	一律月額	5,000円
------	------	--------

### ●所得制限 限度額(平成24年6月分の手当より) (単位:万円)

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

(注)「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください

※子ども手当制度では受給者に所得制限はありませんでしたが、児童手当制度では所得制限が導入されます。所得制限が導入されるのは、平成24年6月分(10月支給分)からです。

## 献血にご協力をお願いします

～献血(400ml・200ml)のお知らせとお願い～

血液は人工的に作ったり、長期間保存したりすることができませんが、病気やけがの治療のため、たくさんの方が血液を必要とされています。一人でも多くの方を救うため、献血にご協力をお願いします。

とき 6月7日(木)午後1:30～3:30

ところ 日野町役場正面玄関前

(受付は役場1階ロビーです)

## ◆採血基準◆

献血の種類	200ml献血	400ml献血
年齢	16歳～69歳	男性17歳～69歳 女性18歳～69歳
体重	男性45kg以上 女性40kg以上	男女とも50kg以上

(注)65歳以上の方の献血については、献血される方の健康を考え、60歳～64歳の間に献血経験がある方に限られます。また、上記以外にも基準や条件があります。



◆問い合わせ先 保健センター ☎⑥6574 有線⑤7777